

令和6年度広陵町職員採用試験案内

【令和7年4月1日採用】

令和6年8月
広陵町職員採用選考委員会

◆ 受付期間

令和6年9月1日(日) ~ 令和6年9月25日(水)

◆ 試験日

第1次試験日 令和6年10月4日(金) ~ 令和6年10月20日(日)

第2次試験日 令和6年11月17日(日)

第3次試験日 令和6年12月14日(土) または 令和6年12月15日(日)

令和6年度広陵町職員採用試験(令和7年4月1日採用予定)を次のとおり行います。

1. 職種、採用予定人員、受験資格等

職 種	採用予定人員	受験資格(以下の要件をすべて満たす人)
一般事務職 (新卒者等対象)	若干名	①平成10年4月2日以降に生まれた人 ②学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人または令和7年3月卒業見込みの人
一般事務職 (職務経験者対象)	若干名	①平成元年4月2日以降に生まれた人 ②学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人 ③民間企業等における職務経験を平成26年4月1日から令和6年8月31日までの間に3年以上有する人 ※職務経験の確認のため、合格発表後に職歴証明書等の提出ができる人に限ります。3年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は採用されません。
一般事務職 (障がい者対象)	若干名	①平成元年4月2日以降に生まれた人 ②学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人または令和7年3月卒業見込みの人 ③受験申込日までに、障がい者手帳(※)の交付を受けている人 ※「障がい者手帳」とは、有効中の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳とし、以下同様です。
土木技術職	1名	①昭和59年4月2日以降に生まれた人 ②学校教育法による高等学校、短期大学、大学のいずれかの土木専門課程を卒業した人または令和7年3月卒業見込みの人

職 種	採用予定人員	受験資格（以下の要件をすべて満たす人）
保健師	若干名	①昭和59年4月2日以降に生まれた人 ②学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人 ③保健師の資格を有する人または令和7年3月末日までに取得見込みの人
社会福祉士	若干名	①昭和59年4月2日以降に生まれた人 ②学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人または令和7年3月卒業見込みの人 ③社会福祉士の資格を有する人または令和7年3月末日までに取得見込みの人
保育士・幼稚園教諭 (新卒者等対象)	若干名	①平成6年4月2日以降に生まれた人 ②学校教育法による短期大学以上の学校を卒業した人または令和7年3月卒業見込みの人 ③保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を有する人または令和7年3月末日までに両方取得見込みの人
保育士・幼稚園教諭 (職務経験者対象)	若干名	①昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②学校教育法による短期大学以上の学校を卒業した人 ③保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を有する人 ④保育士または幼稚園教諭としての職務経験を平成26年4月1日から令和6年8月31日までの間に3年以上有する人 ※職務経験の確認のため、合格発表後に職歴証明書等の提出ができる人に限ります。3年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は採用されません。
保育士・幼稚園教諭 (任期付職員) ※2年任期	若干名	①学校教育法による短期大学以上の学校を卒業した人または令和7年3月卒業見込みの人 ②保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を有する人または令和7年3月末日までに両方取得見込みの人

【 任期付職員について 】

※行政内部では確保できない専門的知識や経験を有する人材を活用することや、一定期間に限った業務に従事する人材を確保するため、「一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成28年12月広陵町条例第6号）」に基づき採用される一般職です。任期を定めた採用ではありますが、身分は地方公務員であり、任期の定めのない職員と同様に、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の服務規定が適用されます。

【 職務経験について 】

※雇用形態にかかわらず会社員、団体職員、自営業者、公務員等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO法人等の経験も含まれます。

※「3年以上」とは、それぞれの企業・団体等で休憩時間を除き、週25時間以上の勤務を1年以上継続し、これらの経験が通算で3年以上であることを要します（同時期に複数の企業・団体等に勤務していた場合は、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします）。

※休暇、休業、退職等のため、1か月以上継続して職務に従事していない期間（病欠休暇、産前産後休暇を除く）は、職務経験に通算することはできません。ただし、育児休業については、平成26年4月1日から令和6年8月31日までの間に取得した期間がある場合は、職務を開始した日をその期間の分だけさかのぼることができます。

※試験の途中で、受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の試験は受験できません。この場合、棄権と同様に取り扱います。また、合格している場合は、合格を取り消します。

※職務経験の確認のため、最終合格発表後に職歴証明書を提出していただきます。3年以上の職務経験年数が確認できない場合は採用されません。

【 職種・採用予定人員に関する注意事項 】

※採用予定人員は、現時点での予定ですので、変更になることがあります。

※採用試験の結果、適任者がいない職種では、採用を見合わせる場合があります。

【 受験資格等に関する注意事項 】

※大学には、学校教育法による専修学校の専門課程のうち、高度専門士の称号を付与される課程を含みます。短期大学には、高等専門学校及び学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上であり、かつ、1600時間以上の授業の履修を義務づけている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められていることを卒業の要件とするもの（当該受験資格該当課程であることの証明を得られるものに限る。）を含みます。

※高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。

※国籍は問いませんが、日本国籍を有しない人で就職が制限される在留資格の人は採用されません。

（日本国籍を有しない職員については、「公権力の行使または公の意志の形成への参画に携わることができない。」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。）

※以上の受験資格要件を満たす人でも、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 広陵町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2. 試験日時、場所、合格発表等

(1) 試験日時、場所、合格発表

	第1次試験	第2次試験	第3次試験
日時	令和6年10月4日(金)から10月20日(日)までの期間のうち、受験者が選択する日時	令和6年11月17日(日) ※詳細は第1次試験合格者に別途通知します。	令和6年12月14日(土) または12月15日(日) ※詳細は第2次試験合格者に別途通知します。
場所	受験者が選択する全国のSPIテストセンター会場 ※会場は、SPIホームページで確認してください。		
試験	○総合能力試験(SPI3)	○論文試験1時間 (テーマは試験当日発表) ○集団面接1時間程度 (保育士・幼稚園教諭以外の職種) ○実技試験2時間程度 (保育士・幼稚園教諭のみ) ※試験内容は追加・変更になる場合があります。	○個別面接20分程度 ※試験内容は追加・変更になる場合があります。
発表	令和6年11月上旬予定	令和6年12月上旬予定	令和6年12月下旬予定
	合否にかかわらず受験者全員に文書または電子メールで通知します。 合格者の受験番号を本町のホームページにも掲載します。		

※上記以外の試験内容の問い合わせについては、一切お答えいたしません。

※いずれかの試験において、欠席または棄権した場合には、それ以降の試験は受験できません。

※第2次試験及び第3次試験当日、気象警報が発令された場合、試験の実施または延期等の判断については、町のホームページでその都度お知らせします。

参考) テストセンター会場での受験にあたっては、以下の項目等を満たす必要があります。

①テストセンターに来場できること。

※来場の際、本人確認書類(運転免許証、パスポート、学生証(プラスチックカード型のみ有効)、社員証、在留カード等)の提示を求められます。

②試験実施中は介護人等のサポートなしでテストを受験できること。

③試験に用いるモニター画面の内容を読むことができること。

- ④マウスやキーボードを用いた操作や入力ができること。
- ⑤トラブルの発生した場合の意思表示が可能であること。

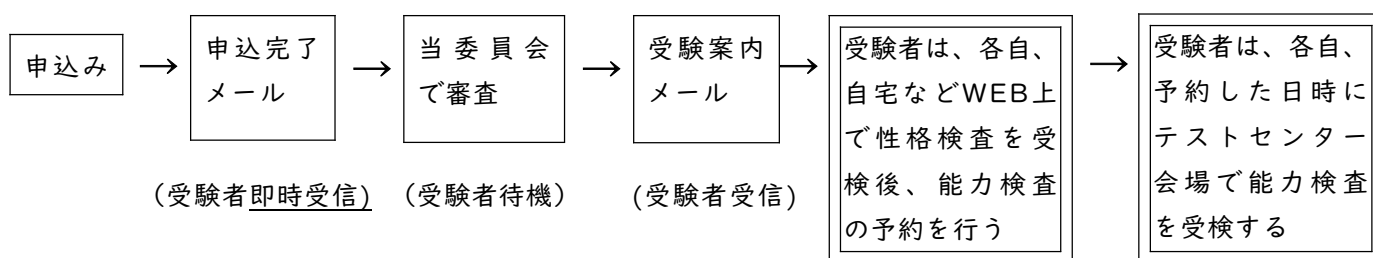
(2) 試験結果の開示

- 対象者 第1次試験・第2次試験・第3次試験の不合格者
 - 開示項目 受験者本人の得点及び順位
 - 申請方法 受験者本人が広陵町役場本庁で手続きをしてください。
詳細については、各試験の合格発表時に町ホームページでお知らせします。
 - 開示方法 開示申請の受理後、後日、本人による閲覧または郵送により開示します。
- ※電話での照会は受け付けません。また、申請受理後の即日開示はいたしません。

3. 受験手続

必ずインターネット（パブリックコネクト）で申し込んでください。持参・郵送その他の方法での申込みは受付できませんのでご注意ください。なお、申込みには、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

【申込みから第1次試験（総合能力検査SPI3）を受験するまでの流れ】



申込方法	インターネット（パブリックコネクト）による申込み ※スマートフォンからの申込みも可能です。
受付期間	令和6年9月1日（日）～ 令和6年9月25日（水）
申込みから第1次試験の受験まで	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広陵町ホームページ (http://www.town.koryo.nara.jp) の「行政情報」から「職員採用」のページにある「広陵町職員採用情報」の画面を開き、「令和6年度広陵町職員採用試験（令和7年4月1日採用）」にある「申込みはこちら」に接続し、画面の指示にしたがって、申請画面へ進んでください。 2. 会員登録がまだの方は、「会員登録」へ進み、メールアドレス、パスワード等必要事項を登録してください。 3. 登録したメールアドレス、パスワードによりログインのうえ受験申込を行ってください。「申込完了エントリーが完了しました」という画面が表示されると申込みは完了です。 4. 申込完了後、即時に「エントリー完了のお知らせ」メールが届きます。届かない場合は、パブリックコネクトのお問い合わせフォームより問い合わせてください。 <p>※お問い合わせフォームのURL https://share.hsforms.com/1vKM3HZ9dSTqQ6p7JdNaDHgcy4qt</p>

※申込みの内容に不備等がある場合は、メッセージまたは電話にて内容の確認をすることがあります。

5. 10月1日(火)までに、申込時に入力したメールアドレス宛てに受験案内メールを送信します。メールのリンク先の案内ページに従い、性格検査は各自自宅などWEB上で受検するとともに、能力検査は都合の良い日時・会場を案内ページから予約してください。

※10月1日(火)までに受験案内メールが届かない場合は、10月2日(水)午前9時から午後5時までに広陵町職員採用選考委員会に必ず問い合わせてください。

6. 能力検査の予約後、送信されるメールの案内に従い、能力検査用の受験票を印刷し、各自テストセンター会場へ持参の上、能力検査を受検してください。

注意事項

1. 使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。

2. 登録に使用するメールアドレスは、パソコンかスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。

スマートフォンのメールアドレスで申込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。この場合受験できなかったときは、一切責任を負いませんのでご注意ください。

3. 受付開始時間から終了時間までは、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守点検等、重大な障害その他やむを得ない事由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムを停止することがありますのであらかじめご了承ください。また、その際には入力する日を受付期間内の他の日に変更してください。

なお、このために申込みの遅延等が生じても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。

4. SPI3の能力検査は、大阪会場のほか東京、名古屋、札幌、仙台、広島、福岡の常設会場や特設会場で受験することが出来ます。

会場の詳細は、SPIホームページでご確認ください。

5. 一般事務職(職務経験者対象)および保育士・幼稚園教諭(職務経験者対象)の受験者は、「職務」欄に必ず入力してください。その他の職種については、職歴(アルバイト含む)のある人のみ「職務」欄に入力してください。

6. 保育士・幼稚園教諭の受験者は、最終合格発表前にこども家庭庁が提供する「保育士特定登録取消者管理システム」により、児童生徒性暴力等の履歴を確認します。確認の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用を見合わせる場合があります。

7. 最終合格者には、広陵町職員採用選考委員会が指定する期日までに、最終学校卒業(修了)証明書または専修学校の証明書(必ず学校教育法に定める専修学校の認可番号が明記されているもので受験資格該当課程であることが証明されているものに限る)の提出を求めます。

また、資格(免許)証明書についても、保健師、社会福祉士、保育士・幼稚園教諭の合格者は提出必須です。

※既取得者のみ提出してください。資格取得見込者には別途連絡します。

一般事務職(障がい者対象)の合格者は、障がい者手帳の写し(氏名・障がいの程度・有効期限等が分かる部分のみ)を提出してください。

	※提出書類は一切お返ししません。取得した個人情報については今回の職員採用試験の円滑な実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、広陵町個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。
受検上の配慮について	一般事務職（障がい者対象）の受検者は、申込み欄内「受験上の配慮」の要否チェック欄に必ず <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。 配慮が必要とチェックされた場合、障がいの程度とどのような配慮を希望するか記入してください。試験実施日までに、事前に配慮内容について説明します。 <u>内容によっては、試験の実施上、配慮できかねる場合もあります。</u>
パブリック コネクトシ ステム操作 上の不明な 点に関する 問合せ	お問い合わせフォームのURL https://share.hsforms.com/1vKM3HZ9dSTqQ6p7JdNaDHgcy4qt

4. 合格から採用まで

- (1) 受験資格を満たしていないことが判明した場合には、合格（採用）を取り消すことがあります。
- (2) 最終合格者は、職員採用候補者名簿に登録し、次の区分により採用します。
- 採用予定者：令和7年4月1日付で採用します。
 - 採用候補者：欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。
(採用候補者の有効期間は、最終合格通知書にて通知します。)
- (3) 心身の故障により、職務の遂行に支障がある場合または職務の遂行に耐えない場合には、採用候補者名簿から抹消します。

5. 勤務条件等

(1) 給与・手当等

給与は、広陵町の「一般職の職員の給与に関する条例」等に基づき支給されます。

(初任給(地域手当含む)) 高卒：176,596円 短大卒：189,846円 大卒：207,972円

保育士・幼稚園教諭は、上記に加えて調整額(地域手当含む)が9,540円支給されます。

給料月額は、令和6年4月1日現在の給料表に基づいています。このほか、期末手当、勤勉手当が支給されます。また、通勤手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

なお、初任給は採用前の経歴などに応じて加算等されることがあります。

(2) 勤務時間及び休暇

○勤務時間：8：30～17：15（ただし、勤務場所によって異なります。）

○休暇：土曜日、日曜日、祝日（ただし、勤務場所によって異なります。）

年間20日（1年目は15日）の年次有給休暇、特別休暇があります。

6. 試験に関する問い合わせ等

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1 広陵町役場 秘書人事課 内
広陵町職員採用選考委員会 TEL0745-55-1001 (内線1212)
URL <http://www.town.koryo.nara.jp>
e-Mail saiyou@town.nara-koryo.lg.jp